

# 公債費負担適正化計画

平成25年7月更新

兵庫県新温泉町

# 公債費負担適正化計画策定方針

## 1 今後の財政収支見通し及び財政健全化への対策

### 【歳入】

地方税は、近年の状況（納税者数、税源移譲後の収入額及び徴収率等）を勘案し、微減傾向にあると推測した。

地方交付税は、国の交付総枠抑制により、毎年微減傾向が予測され、平成23年度から合併補正が減、平成22年度国勢調査により人口減による測定単位「人口」に係る基準財政需要額の減の一方、基準財政需要額算定上の公債費算入額の伸びを見込んだ。

### 【歳出】

人件費は、平成18年12月に策定した定員管理適正化計画に基づき、職員数の削減を計画しているが、町合併後の勧奨退職者の増により、人件費の削減は着実に進捗している。

投資的経費のピークを平成21年度と見込み、合併後2町の施策（サービス）不均衡是正するための事業を重点に実施する一方、事業の必要性、経済効果などの観点から事業の取捨選択を行って実施する。

### 【収支見通し】

平成23年度及び平成24年度に一時的に財政調整基金の取崩しにより財源確保を迫られるが、後年度には投資的事業の減、人件費の削減により財政健全化が保たれる。

### 【健全化対策】

計画期間中、行政改革をより一層推進し、人事・事務事業評価を行い、給与の適正化による人件費の削減及び事務事業の見直しによる物件費の削減に努める。

また、水道・下水道料金の改定を行い、公営企業の経営改善による一般会計繰出金の抑制を図る。

さらに、公立浜坂病院の経営健全化計画の現状分析等に基づき、職員数、給与及び人事管理を厳格に行い、繰出金の抑制に努めるよう求める。

## 2 今後の町債発行に係る方針

町債の発行は、将来長い間にわたって効果を生ずる施設整備事業を行うため、現在の住民だけが一切の負担を負うのではなく、あえて将来の人にも負担させる仕組みであることから、事業の趣旨本質を考慮し、適債性を重視した中で将来負担を負うべき人にも納得いただける事業についてのみ、町債発行を行う。

事業選択にあたっては、費用対効果、後年度の維持管理経費を考慮した上で、事業予算化する。

町債の発行にあたっては、できる限り町の一般財源負担の少ない（交付税算入率の高い）起債の発行に努める。

また、プライマリーバランスを考慮し、新規発行起債を抑制する。

## 3 計画期間中における実質公債費比率の適正管理の方策

補償金免除繰上償還に係る借換（低利率なものへの借換）を行い、後年度の公債費負担抑制を図る。

実質公債費比率が過去3年間の平均値であることから、2町合併後の調整事業の区切りを平成24年度と見込み、平成25年度以降歳入歳出の予算総額の増加を抑制するため、普通建設事業の事業費は年次的に平準化を図る。また、公営企業等の地方債発行については、普通会計と同様に公債費負担の適正化が図られるまでは、抑制を続けるものとする。

準元利償還金の基礎数値となっている地方公営企業等への補助金・負担金・繰出金は、実質公債費比率へ重大な影響を及ぼしているため、料金改定も含め公営企業の経営改善を図る。

## 別紙参考様式1

団体名：新温泉町

&lt;既往債及び計画期間中発行予定債等に基づく実質公債費負担の将来推計&gt;

※各団体の事情に応じて、7年度以内であっても、7年度を超えて別の期間で定めることも差し支えない。

(単位:千円)

	計画初年度の 前年度 (平成19年度)	計画初年度 (平成20年度)	第2年度 (平成21年度)	第3年度 (平成22年度)	第4年度 (平成23年度)	第5年度 (平成24年度)	第6年度 (平成25年度)	第7年度 (平成26年度)	第8年度 (平成27年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	1,486,371	1,570,668	1,552,180	1,515,660	1,647,306	1,642,490	1,585,200	1,482,400	1,471,900
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)									
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(別紙参考様式2「⑩」欄の数値を転記)	0	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	621,975	746,776	863,864	855,537	803,838	710,396	693,900	661,400	629,500
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	6,320	6,469	5,039	5,903	7,967	13,721	4,977	3,440	3,050
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	20,254	20,998	19,966	11,322	127	541	534	526	518
⑦ 一時借入金の利子	1,802	129	242	67	34	0	1,000	1,000	1,000
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	788,269	872,166	907,580	956,154	1,054,055	1,068,515	1,073,977	1,085,065	1,142,545
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	543,082	533,953	538,237	512,815	437,721	423,342	410,914	388,386	372,628
⑩ 標準財政規模	6,011,066	6,164,726	6,482,930	6,784,303	6,696,574	6,702,562	6,679,300	6,690,900	6,725,200
⑪ 実質公債費比率(単年度)	17.2%	19.8%	19.8%	17.4%	18.7%	16.9%	15.5%	13.0%	11.4%
⑪' 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)	17.9%	18.3%	18.8%	18.9%	18.9%	18.6%	17.6%	16.9%	15.1%

【提出済みの計画(平成25年2月28日付け市振第2091号に基づき提出したもの)】

A 実質公債費比率(単年度) ※ 提出済みの計画に記載する値	17.2%	19.8%	19.8%	17.4%	18.7%	17.1%	16.6%	13.3%	12.7%
A' 実質公債費比率(3ヶ年度の平均) ※ 提出済みの計画に記載する値	17.9%	18.3%	18.8%	18.9%	18.9%	18.6%	17.7%	17.4%	15.6%
当初計画との差(A' - ⑪')	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.5%	0.5%

※当該様式は、計画期間中の発行予定債も含むものであること。